

卒業・進学時の電気学会会員資格の扱いについて

大学	学部で卒業、社会人に	1年	2年	3年	4年	社会人1年	社会人2年	社会人3年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5,400	5,400	10,000
		→ 学生員 ←				→ 准員 ←		→ 正員

大学	大学院修士進学	1年	2年	3年	4年	大学院1年	大学院2年	社会人1年	社会人2年	社会人3年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5,400or3,000	5,400or3,000	6,000	6,000	10,000
		→ 学生員 ←				→ 准員 or 学生員 ←		→ 正員		

大学	大学院修士進学留年	1年	2年	3年	4年	大学院1年	大学院2年	留年	社会人1年	社会人2年	社会人3年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5,400or3,000	5,400or3,000	5,400or3,000	6,000	6,000	10,000
		→ 学生員 ←				→ 准員 or 学生員 ←			→ 正員		

大学	大学院博士まで進学	1年	2年	3年	4年	大学院1年	大学院2年	大学院3年	大学院4年	大学院5年	社会人1年
		3,000	3,000	3,000	3,000	5,400or3,000	5,400or3,000	5,400or3,000	5,400or3,000	5,400or3,000	10,000
		→ 学生員 ←				→ 准員 or 学生員 ←					→ 正員

高専		1年	2年	3年	4年	5年	専科	専科	卒業後2年間	社会人3年	
		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	5,400	5,400	10,000
		→ 学生員 ←							→ 准員 ←	→ 正員	

高校		1年	2年	3年	卒業後6年間					社会人7年	
		3,000	3,000	3,000	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	10,000
		→ 学生員 ←			→ 准員 ←					→ 正員	

電気学会の会員システムでは、大学学部卒業後は会員資格が一律に「准員」扱いとなります。ですが、「大学院に進学したので学生員に戻してください」という申し出が本人からあれば、大学院在学中は「学生員」として登録することができます。留年した場合、博士課程に進学した場合は、新しい卒業予定年月を本人から連絡していただければ、大学院在学中は「学生員」の登録を延長することができます。ただし、この学生員への変更手続きは任意ですので、必ず本人からの申し出が必要です。申し出がない場合は、准員扱いとなります。さらに、進学した場合は速やかにご連絡をいただかないと、学生員への登録変更ができなくなる場合があります(大学院2年生になってからの連絡では間に合いません。その場合は准員の会費をお納めいただくこととなります)。

大学院博士課程に進学されない方は、正員の2年間は正員会費から4,000円割引します。

この場合、「一年間留年しましたので卒業予定年月が1年延びました」と連絡すれば学生員資格を延長できます。延長理由は留年でも問題ありません。

この場合、「博士課程に進学しましたので卒業予定年月が3年延びました」と連絡すれば学生員資格を延長できます。

准員から学生員への資格変更の方法
資格変更には本人から次の情報をご連絡いただく必要があります。

- ①会員番号・氏名
- ②進学or留年より何年何月まで在学する予定か。
(卒業予定年月 例:2015年3月末)
- ③在学を証明するもののコピー。
(例:学生証、試験合格通知、在学証明書など)

以上のものを 社団法人電気学会 総務課(会員係)
〒102-0076
東京都千代田区五番町6-2Homat Horizonビル8F
E-mail: member@iee.or.jp Fax:03-3221-3704
までお送り下さい。

留学生は、日本の学制で学んでいる間は、国籍に関係無く、日本人と同等の待遇を得ることがで

注意! 准員を学生員に資格変更した場合、再び「准員」になる事はできません。学生員期間終了後は、「正員」扱いとなります。